## 論文の内容の要旨

論文題目 正戦と内戦 カール・シュミットの国際秩序思想

## 氏 名 大 竹 弘 二

本論文が目的とするのは、カール・シュミット(1888-1985)の国際秩序思想とその理論的背景の解明である。そのさい、彼の全生涯にわたる思想行程をその時々の政治状況との関連で時系列的に検討したが、そこから明らかになるのは、しばしば機会主義的に思える彼の政治的立場が、普遍主義(「場所喪失(Entortung)」)に抵抗する「場所確定(Ortung)」への要求に一貫して導かれたものであったということである。

第一章では、1910年代のシュミットの「決断主義」と「フィクション主義」の立場が、30年代のナチス期に彼が主張した法学闘争とどう連関しているのかを追究した。初期シュミットには二つの特徴が見て取れる。一方では、法規範の内容そのものよりも、法規範を適用もしくは実現する実践(すなわち「決断」)に注目する立場。これを示すのが、裁判官の司法決断を扱った『法律と判決』(1912)や、国家による法理念の実現を論じた『国家の価値と個人の意味』(1914)などの著作である。他方では、人間の生の現実は法や理念といった「フィクション」によって形作られているとする立場。ここから、政治秩序を構成するのは単なる力ではなく、言語や概念のような理念的な契機であるというシュミットの立場が出てくることになる。以上の二点から、彼にとっての政治抗争とは、まさに法概念や言葉の解釈と適用をめぐる言説闘争として現れる。シュミットは20年代から国際法の解釈

と運用を通じた帝国主義支配に注目し、ナチス期には、旧来の西欧自由主義法学とはまったく異なる民族固有の法思想を打ち立てることにドイツの政治的自立がかかっていると主張するが、このことは、シュミットが法学者として、政治をあくまで法概念の闘争として把握していたことを示している。

第二章では、ヴェルサイユ=ジュネーヴ体制下の国際連盟(Völkerbund)を批判して、真の「連邦(Bund)」の構築を目指した両大戦間期のシュミットの構想を検討した。シュミットは23年のルール占領に示されるようなドイツの苦境を眼前にして、いかなる正統性原理も欠いた国際連盟が戦勝列強の恣意的に運用できる道具に堕していると批判する。そして、「民主主義」という「正統性」の原理を共有する「同質的な」諸国家から成る「真の連邦」を提起するのである。そうして彼は国際連盟が「真の連邦」に改良されることを期待するわけだが、30年代になって、アメリカ帝国主義による世界干渉の実践と、民主主義という観点から見て「異質な」国家であるソ連の加盟により国際連盟の「同質性」が決定的に解体されたのを目撃することで、国際連盟への期待を放棄することになる。民主主義的正統性を共有する主権国家同士の秩序として「真の連邦」を考えていたシュミットであったが、1930年代後半には、国際法の普遍主義化がもたらした正戦論(「差別化する戦争概念」)と全体戦争(総力戦)によって、近代主権国家体制そのものが限界に来ていることを認識するようになり、それとともに、諸国家による連邦主義のビジョンをも断念するに至るのである。

第三章では、第二次大戦期のシュミットの広域秩序構想とその挫折について考察した。 30 年代末には近代国際法の主体としての主権国家への信頼を放棄したシュミットが、近代 主権国家体制に代わる新たな国際法秩序として提起したのが、「ライヒ」と「広域」から成 る秩序であった。アメリカのモンロー主義をモデルとした広域秩序は、域外列強の普遍主 義的干渉に対抗しうるようなヨーロッパ秩序として構想されている。この構想がナチスの 拡張政策に対応していることは事実だが、しかし、シュミットはこれを彼特有の空間(ラ ウム)理論に基づく「国際法的な」秩序として考えており、「民族的な(völkisch)」広域秩 序を主張する他のナチスの理論家とは一線を画していたと言える。戦後に出版される『大 地のノモス』(1950) の基礎となった 40 年代前半の諸論文において、シュミットは主権国 家中心的なヨーロッパ国際法の勃興と没落を考察しながら、それが誕生した 16、17 世紀に 匹敵する新たな「空間革命」が、いまや広域形成とともに始まりつつあると期待した。こ れはシュミットにとって、これまでは経済と産業革命(技術)を全世界的に推し進めた海 洋勢力イギリスによって破壊されてしまっていたような、ヨーロッパ固有の具体的な土地 に根ざした国際法秩序への回帰にほかならなかった。だが、アメリカ参戦以後の戦局の悪 化に伴い、今度はシュミットはアメリカの人道的干渉主義の起源の分析に関心を寄せるよ うになり、いまや広域秩序が具体的空間秩序を喪失させる米ソ両世界大国に敗北しつつあ るとの悲観的見解を抱くようになるのである。

第四章では、シュミット周辺の知的サークルで戦後に展開された「世界内戦」論を検討

まるとともに、その基礎をなす「歴史の終焉」という時代診断の歴史哲学的・神学的な理論的背景を明らかにした。戦後シュミットの最大の関心は、技術がひき起こす「場所喪失」の問題にほかならなかった。彼は、冷戦下の米ソは互いに普遍主義的なイデオロギーを掲げて抗争しつつも、結局はともに技術を通じた世界のプランニングと行政管理を目指していると考えた。彼にとって、このような「世界の統一」による歴史の完成というのは、具体的秩序を無化する最悪のビジョンにほかならなかった。シュミットはこうした近代の歴史哲学的な進歩史観に対して、普遍史的な終末に向かって加速する歴史を「抑止」し、特定の場所に根ざした秩序を打ち立てる政治的権威の理念、すなわち「カテコーン」というキリスト教の理念を対置する。そして彼は、このカテコーンの敵を、あるときはブルーメンベルク的な近代主義に、あるときはペーターゾーンの反政治神学的な教説に、またあるときはユダヤ教のうちに見たのである。だが、戦後の高度産業社会は、内戦抑止という16世紀以来の国家の任務を古びたものにし、国家をむしろ技術的・経済的発展のための一機能に変質させることで中立化と脱政治化を完成するかに見えた。シュミットはこうした産業社会の到来のうちに「世界内戦」の危険を見、とりわけ、国家の、さらには歴史の終焉についての楽観論を代表するコジェーヴとのあいだで論争を展開するのである。

第五章では、60年代のシュミットによるパルチザンの理論の展開と帰結について究明し た。産業社会の一機能と化した国家への信頼を捨てたシュミットは、ユンガーやロルフ・ シュレールスから示唆を得て、国家に代わる「政治的なもの」の新たな担い手をパルチザ ンに託そうとした。シュミットにとっての範型は、19 世紀初頭のプロイセン・パルチザン である。フランス革命とナポレオン戦争への応答として生み出されたパルチザン戦争の理 念は、一方では、17、18 世紀の国家間の官房戦争の枠組(「慣習的敵対」)を破壊するほど の敵対に至るが、他方では、自分たちの土地に根ざした人民の戦争であるがゆえに、いま だ具体的な空間秩序を無化する「絶対的敵対」をひき起こすことはないとされる。こうし て「土着的パルチザン」の「現実的敵対」に新たな「場所確定」の可能性を見出そうとし たシュミットであったが、しかし同時に、プロイセンの軍事改革者たちによるパルチザン の理論がエンゲルスやレーニンといったマルクス主義革命家に受け継がれることで、それ が「世界革命的なパルチザン」の「絶対的敵対」へ変質する過程も認めざるをえなかった。 さらに、いかなるパルチザンであれ、第三国による物質的支援、さらには(自らの闘争に 正統性を与えてもらうという)イデオロギー的な支援を通じて、固有の土地から切り離さ れて不可避的に世界政治の舞台に引き込まれるという事態も存在する。シュレールスから 借用したこのいわゆる「利害関係ある第三者」の理論によって、シュミットはパルチザン による「場所確定」の限界をも認識することになったのである。

第六章では、戦後にシュミットが提起した諸々の理論問題を、戦後の現実政治との関連で検討した。まず、自らの学説のナチスによる政治利用を、公共空間で普遍的に利用可能となった学問(とりわけ法学)が脅かされている技術化と機能化の一例とみなし、一回的な場所確定の回復を「秘奥(Arcanum)」の名のもとで希求した戦後シュミットにおける公

共性と秘密との理論的関係を明らかにした。次に、シュミットはナチスの権力構造の分析から、権力者への権力集中が彼へのアクセスをめぐって側近たちが闘争する空間(「権力の前室(Vorraum)」)を拡大させ、かえって権力者を無力にするという、「権力と無力の弁証法」を見て取ったが、こうした執行権力の恣意が働く空間の発見が、かつての主権的決断の理論の前提に決定的な変更を迫るものであることを解明した。さらに、憲法裁判所の設置等に見られる戦後西ドイツにおける憲法保護の諸方策が、法秩序の前提たる「正常性(Normalität)」の確保によって「合法的革命」を予防するというシュミットの理論に即したものであったことを示したうえで、こうした考えが60、70年代の左翼反乱という情勢のなかで、イデオロギー化した秩序の「正常性」を守るために憲法の実定条規を超えた例外的措置を日常的に拡大させるという状況を生み出したことを明らかにした。そして最後に、70年代以降の新保守主義の台頭のなかでシュミットの理論がいかに受容されているかについて概観した。